



# 広島県報

号外  
第176号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

|  |       |           |    |
|--|-------|-----------|----|
| ひろしまの森づくり県民税条例                                       | …………… | (税務室)     | 二二 |
| 公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例                             | …………… | (大学企画管理室) | 二三 |
| 公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関する条例                           | …………… | "         | 二三 |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例 | …………… | (保健対策室)   | 二三 |
| ひろしまの森づくり基金条例  | …………… | (農林整備管理室) | 二四 |
| 公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例                      | …………… | (大学企画管理室) | 二五 |
| 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例                     | …………… | (行政管理室)   | 一八 |
| 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例                                | …………… | (市町行政財政室) | 一六 |
| 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例                | …………… | (教育委員会)   | 三二 |
| 職員の給与の特例に関する条例                                       | …………… | (人事室)     | 三三 |
| 市町立学校職員の給与の特例に関する条例                                  | …………… | (教育委員会)   | 三四 |
| 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                | …………… | (人事室)     | 三六 |
| 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例                             | …………… | "         | 三六 |
| 特別職の職員等の給与の特例に関する条例                                  | …………… | "         | 三六 |
| 知事の給与の特例に関する条例                                       | …………… | "         | 三七 |
| ひろしま観光立県推進基本条例                                       | …………… | "         | 三七 |

(以上県法規登載)

### 公布された条例のあらまし

#### ひろしまの森づくり県民税条例(条例第五十八号)(税務室)

##### 一 制定の理由

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、広島県税条例(以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に關し、その特例としてこの条例により加算した額をひろしまの森づくり県民税として課することとし、必要な事項を定めた。

##### 二 条例の内容

##### 1 個人の均等割の税率の特例

平成十九年度から平成二十三年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条に定める額に五百円を加算した額とした。

##### 2 法人等の均等割の税率の特例

平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とした。

##### 三 施行期日等

##### 1 施行期日

平成十九年四月一日

##### 2 特例

平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者に係る個人の県民税の均等割の税率は、広島県税条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第四十一号)附則第二条第四項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十九条に定める額に三百円を加算した額とした。

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例(条例第五十九号)(大学企画管理室)

##### 一 制定の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき設立する県立広島大学の設置及び管理を行う公

立大学法人県立広島大学が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を必要とする重要な財産を定めた。

二 条例の内容

公立大学法人県立広島大学の重要な財産は、次に掲げるものとする。

- 1 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価格。以下同じ。）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）又は動産
- 2 予定価格が七千万円以上の不動産の信託の受益権

三 施行期日

平成十九年四月一日

公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関する条例（条例第六十号）（大学企画管理室）

一 制定の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき設立する県立広島大学の設置及び管理を行う公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに關し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

公立大学法人県立広島大学に引き継がれる職員は、次に掲げるものとする。

- 1 県立広島大学の教員
- 2 広島県立大学の教員
- 3 県立広島女子大学の教員
- 4 広島県立保健福祉大学の教員

三 施行期日

平成十九年四月一日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に關する条例（条例第六十一号）（保健対策室）

一 制定の理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、法に基づき処遇改善命令等を受けた精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に關して必要な事項を定めた。

二 条例の内容

- 1 法に基づき処遇改善命令等を受けた精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に關する法律施行規則（以

下「省令」という。）で定める基準に該当する者の症状その他省令で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならないこととした。

- 2 1の報告は、任意入院者の入院の日の属する月の翌月以降の十二月ごとの各月に行うものとした。ただし、任意入院者が入院後六月を経過するまでの間に法第三十六条第三項に規定する行動の制限を受け又は夜間以外の時間帯に病院から自由に出ることを制限されたときは、当該任意入院者の入院の日から起算して十二月を経過する日までの間は、六月ごとの各月に行うものとした。

三 施行期日

平成十九年一月一日

ひろしまの森づくり基金条例（条例第六十二号）（農林整備管理室）

一 制定の理由

県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分す

- 5 繰替運用等  
財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。
  - 6 相殺のための取崩し  
基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。
- 三 施行期日  
平成十九年四月一日

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第六十三号）（大学企画管理室）

- 一 改正等の理由  
地方独立行政法人法の規定に基づき、県立広島大学の設置及び管理を行う公立大学法人県立広島大学を設立することに伴い、関係条例の規定を整備し、及び関係条例を廃止した。
- 二 改正の内容等

| 条 例 名                         | 改 正 の 内 容  |
|-------------------------------|--|
| 職員の特種勤務手当に関する条例               | 県立広島大学保健福祉学部附属診療所医療従事職員が職員の特殊勤務手当に関する条例の対象外となることに伴う関係規定の整理                     |
| 職員の退職手当に関する条例                 | 県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員の当該法人の役員としての在職期間を職員の退職手当の算定の基礎となる在職期間に含むものとするなど関係規定の整備 |
| 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 | 県立広島大学の学校医等が公務災害補償の対象外となることに伴う関係規定の整理  |
| 広島県学校職員定数条例                   | 県立の大学の職員の定数に係る規定を削除するなど関係規定の整理   |

三 施行期日

平成十九年四月一日。ただし、職員の退職手当に関する条例の一部改正は、平成十九年三月三十一日

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）（行政管理室）

- 一 改正の理由  
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
- 1 市町が処理する事務に追加するもの

| 条 例 名                       | 廃 止 の 理 由   |
|-----------------------------|---|
| 広島県情報公開条例                   | 県が設立した地方独立行政法人を広島県情報公開条例の実施機関に追加するなど関係規定の整備         |
| 公益法人等への職員の派遣等に関する条例         | 県が設立する一般地方独立行政法人を任命権者が職員を派遣することができる団体に追加するなど関係規定の整備 |
| 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例        | 県立広島大学の教職員の給与に係る規定が整理されることに伴う一般職の任期付研究員の給料月額の上限額の整理 |
| 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例        | 県立広島大学の教職員の給与に係る規定が整理されることに伴う一般職の任期付職員等の給料月額の上限額の整理 |
| 広島県個人情報保護条例                 | 県が設立した地方独立行政法人を広島県個人情報保護条例の実施機関に追加するなど関係規定の整備       |
| 県立学校の授業料等に関する条例             | 大学の授業料等に係る規定を削除するなど関係規定の整理                          |
| 県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例 | 公の施設としての県立広島大学の廃止及びこれに伴う公の施設の使用料等の廃止                |
| 県立広島大学設置及び管理条例              |   |

2 廃止する条例

| 事務の範囲  | 対象市町  |
|--|---|
| 一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可等 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、府中市、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町 |
| 二 児童福祉法等に基づく事務のうち、児童委員の指揮監督等                         | 三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、府中市、海田町、坂町、安芸太田町、北広島町及び大崎上島町     |
| 三 理容師法等に基づく事務のうち、理容師業務の停止命令等                         | 竹原市、三原市及び東広島市   |
| 四 墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務のうち、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等          | 竹原市、三原市、東広島市及び廿日市市  |
| 五 農薬取締法等に基づく事務のうち、農薬販売者の届出の受付等                       | 尾道市、福山市及び大竹市  |
| 六 温泉法等に基づく事務のうち、温泉の利用の許可等                            | 三原市及び東広島市   |
| 七 興行場法等に基づく事務のうち、興行場の営業の許可等                          | 竹原市、三原市及び東広島市   |
| 八 旅館業法等に基づく事務のうち、旅館業の営業の許可等                          | 竹原市、三原市及び東広島市   |
| 九 公衆浴場法等に基づく事務のうち、公衆浴場の営業の許可等                        | 竹原市、三原市及び東広島市   |
| 十 民生委員法に基づく事務のうち、民生委員の指揮監督等                          | 三原市、尾道市、府中市、庄原市、東広島市、府中市、海田町、坂町、安芸太田町、安芸太田町及び北広島町             |
| 十一 屋外広告物法等に基づく事務のうち、違反広告物等に対する代執行等                   | 三原市、尾道市、府中市、海田町、坂町、安芸太田町、北広島町及び世羅町                            |
| 十二 土地改良法等に基づく事務のうち、土地改良区役員の就任届及び変更届の受理等              | 三原市、尾道市、大竹市、大崎上島町及び神石高原町                                      |
| 十三 身体障害者福祉法等に基づく事務のうち、身体障害者相談員の委託等                   | 呉市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市                                   |

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務のうち、精神障害者社会適応訓練事業の実施        | 三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市及び江田島市           |
| 十五 肥料取締法等に基づく事務のうち、事故肥料の譲渡の許可等                          | 尾道市、福山市及び大竹市                         |
| 十六 生活保護法に基づく事務のうち、保護施設の設置の届出の受付等                        | 三原市、尾道市、府中市、庄原市及び東広島市                |
| 十七 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の販売営業の許可等                        | 広島市、呉市、尾道市、大竹市、江田島市、海田町、熊野町及び坂町      |
| 十八 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等に基づく事務のうち、品質表示等に関する規定遵守の指示等 | 尾道市、福山市及び大竹市                         |
| 十九 クリーニング業法等に基づく事務のうち、クリーニング所の開設の届出の受付等                 | 竹原市、三原市及び東広島市                        |
| 二十 採石法に基づく事務のうち、岩石の採取計画の認可等                             | 呉市、竹原市、尾道市、福山市、東広島市、安芸太田町、大崎上島町及び世羅町 |
| 二十一 社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉法人の定款の認可等                        | 呉市、三原市、尾道市、府中市、庄原市及び東広島市             |
| 二十二 旅券法に基づく事務のうち、申請者の身分上の事実確認等                          | 市町(三次市を除く)                           |
| 二十三 高圧ガス保安法等に基づく事務のうち、第一種製造者に係る製造の許可等                   | 広島市、呉市、尾道市、大竹市、江田島市、海田町、熊野町及び坂町      |
| 二十四 森林法等に基づく事務のうち、地域森林計画の対象となつてゐる民有林における開発行為の許可等        | 三原市及び大崎上島町                           |
| 二十五 道路法に基づく事務のうち、県道の維持修繕等                               | 府中町、熊野町、坂町及び大崎上島町                    |
| 二十六 農地法に基づく事務のうち、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等                     | 福山市、府中市、大竹市、廿日市市、府中町、海田町、坂町及び安芸太田町   |
| 二十七 商工会議所法等に基づく事務のうち、特定商工業者の該当基準の引上げの許可等                | 広島市、福山市、府中市及び廿日市市                    |

|   |   |
|---|---|
| 二十八 土地区画整理法等に基づく事務のうち、土地区画整理事業の施行の認可等                   | 三原市、尾道市及び江田島市                                     |
| 二十九 海岸法に基づく事務のうち、海岸保全施設の維持修繕                            | 三原市及び大崎上島町  |
| 三十 自然公園法等に基づく事務のうち、特別地域内の行為の許可等                         | 北広島町及び神石高原町                                       |
| 三十一 美容師法等に基づく事務のうち、美容師業務の停止命令等                          | 竹原市、三原市及び東広島市                                     |
| 三十二 水道法に基づく事務のうち、専用水道の施設基準適合の確認等                        | 竹原市、三原市、東広島市及び世羅町                                 |
| 三十三 工場立地法に基づく事務のうち、特定工場の新設の届出の受理等                       | 福山市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、熊野町、坂町、北広島町、世羅町及び神石高原町     |
| 三十四 知的障害者福祉法に基づく事務のうち、知的障害者相談員の委託                       | 呉市、三原市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、坂町、安芸太田町及び北広島町   |
| 三十五 商工会法に基づく事務のうち、商工会の設立の認可等                            | 広島市、福山市、府中市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、世羅町及び神石高原町 |
| 三十六 河川法に基づく事務のうち、二級河川の維持修繕等                             | 江田島市及び坂町  |
| 三十七 母子保健法に基づく事務のうち、低体重児の届出の受付等                          | 三原市、府中市、庄原市、東広島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町            |
| 三十八 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく事務のうち、入会林野整備計画の認可等     | 尾道市、府中市、大竹市及び安芸高田市                                |
| 三十九 砂利採取法に基づく事務のうち、砂利の採取計画の認可等                          | 呉市、竹原市、尾道市、福山市、東広島市、安芸太田町、大崎上島町及び世羅町              |
| 四十 大気汚染防止法に基づく事務のうち、揮発性有機化合物排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮等 | 三次市   |
| 四十一 都市再開発法等に基づく事務のうち、市街地再開発促進区域内の建築の許可等                 | 広島市、竹原市、三原市、尾道市及び江田島市                             |

|   |  |
|---|--|
| 四十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく事務のうち、標識の維持修繕等                         | 広島市、竹原市、府中市、庄原市、江田島市、府中町、海田町、坂町及び安芸太田町                         |
| 四十三 農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務のうち、農用地区域内における開発行為の許可                      | 広島市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市及び北広島町                            |
| 四十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務のうち、特定建築物についての届出の受付等                | 竹原市、三原市及び東広島市  |
| 四十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設の設置の許可等                     | 竹原市、三原市、尾道市、大竹市、東広島市、坂町及び大崎上島町                                 |
| 四十六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務のうち、回収命令その他被害発生防止の措置命令等             | 三原市、尾道市及び東広島市  |
| 四十七 農住組合法に基づく事務のうち、土地区画整理事業の施行の認可等                                  | 三原市及び尾道市   |
| 四十八 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置及びその構造又は規模の変更の届出の受理等                        | 東広島市及び安芸高田市  |
| 四十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく事務のうち、被爆者に対する健康診断の実施等                   | 三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、坂町、安芸太田町、北広島町及び世羅町 |
| 五十 大規模小売店舗立地法等に基づく事務のうち、大規模小売店舗の新設の届出の受付等                           | 福山市、安芸高田市、江田島市、熊野町及び神石高原町                                      |
| 五十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務のうち、感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求又は検査等 | 広島市及び福山市   |
| 五十二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定等                      | 福山市  |
| 五十三 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく事務のうち、家畜排せつ物の管理の指導及び助言等           | 尾道市、大竹市及び大崎上島町   |
| 五十四 障害者自立支援法に基づく事務のうち、指定障害福祉サービス事業者の指定等                             | 三原市及び尾道市   |
| 五十五 広島県立自然公園条例等に基づく事務のうち、特別地域内の行為の許可等                               | 三原市、福山市、三次市、大竹市、東広島市及び神石高原町                                    |

2

|  |  |
|--|--|
| <p>五十六 広島県自然環境保全条例に基づく事務のうち、特別地区内の行為の許可等</p>           | <p>尾道市、福山市、江田島市、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>                                  |
| <p>五十七 広島県青少年健全育成条例に基づく事務のうち、自動販売機等の設置に関する届出の受付等</p>   | <p>竹原市、三原市、福山市、府中市、大竹市、廿日市市、府中市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び世羅町</p> |
| <p>五十八 広島県自然海浜保全条例に基づく事務のうち、自然海浜保全地区内の行為の届出の受付等</p>    | <p>三原市、尾道市、福山市、大竹市及び江田島市</p>   |
| <p>五十九 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく事務のうち、大規模行為の届出の受付等</p> | <p>三原市、尾道市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町及び大崎上島町</p>                      |
| <p>六十 広島県土砂の適正処理に関する条例等に基づく事務のうち、土砂の搬出に係る計画の届出の受付等</p> | <p>三原市及び大崎上島町</p>  |
| <p>市町を経由することにより処理する事務に追加するもの</p>                       | <p>対象市町</p>  |
| <p>一 栄養士法等に基づく事務のうち、栄養士免許証の交付等</p>                     | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>               |
| <p>二 保健師助産師看護師法等に基づく事務のうち、業務従事者の届出の受付等</p>             | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>               |
| <p>三 歯科衛生士法に基づく事務のうち、業務に従事する歯科衛生士の届出の受付</p>            | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>               |
| <p>四 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理等</p>                   | <p>市町(三次市を除く)</p>  |
| <p>五 歯科技工士法等に基づく事務のうち、業務に従事する歯科技工士の届出の受付等</p>          | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>六 調理師法等に基づく事務のうち、調理師免許証の交付等</p>                            | <p>市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>                   |
| <p>七 製菓衛生師法等に基づく事務のうち、製菓衛生師免許証の交付等</p>                        | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p> |
| <p>八 大気汚染防止法に基づく事務のうち、ばい煙発生施設の設定の届出の受付等</p>                   | <p>竹原市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>              |
| <p>九 水質汚濁防止法に基づく事務のうち、特定施設の設定の届出の受付等</p>                      | <p>三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>                  |
| <p>十 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務のうち、公害防止統括者等の選任等の届出の受付等</p> | <p>三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>                  |
| <p>十一 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の許可等</p>                  | <p>三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>                  |
| <p>十二 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、特定施設の設置の届出の受付等</p>              | <p>三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>                  |
| <p>十三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく事務のうち、導入計画の認定</p>           | <p>尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、熊野町、安芸太田町及び北広島町</p>                |
| <p>十四 医師法施行令に基づく事務のうち、医師免許の申請の受付等</p>                         | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p> |
| <p>十五 歯科医師法施行令に基づく事務のうち、歯科医師免許の申請の受付等</p>                     | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市</p>                             |

|  |  |
|--|--|
| <p>十六 診療放射線技師法施行令に基づく事務のうち、診療放射線技師の免許の申請の受付等</p>           | <p>市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>                       |
| <p>十七 臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務のうち、臨床検査技師等の免許の申請の受付等</p>      | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>     |
| <p>十八 薬剤師法施行令に基づく事務のうち、薬剤師の免許の申請の受付等</p>                   | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>     |
| <p>十九 理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務のうち、理学療法士又は作業療法士の免許の申請の受付等</p> | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>     |
| <p>二十 視能訓練士法施行令に基づく事務のうち、視能訓練士の免許の申請の受付等</p>               | <p>三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p>     |
| <p>二十一 クリーニング業法施行規則に基づく事務のうち、クリーニング師試験の受験願書の受付等</p>        | <p>三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町、大崎上島町及び世羅町</p> |
| <p>二十二 広島県心身障害者扶養共済制度条例等に基づく事務のうち、加入者の氏名等の変更の届出の受付等</p>    | <p>呉市、三原市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、府中市、海田町、坂町、安芸太田町及び北広島町</p>      |
| <p>二十三 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務のうち、ばい煙関係特定施設の設置の届出の受付等</p>  | <p>三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び大崎上島町</p>                      |

三 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2 から6まで以外の改正 平成十九年四月一日
- 2 二3の改正（宅地造成等規制法施行令及び宅地造成等規制法施行規則の一部改正に係るものに限る。） 平成十八年十二月二十六日
- 3 二1の表の一の改正（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に係るものに限る。） 平成十九年四月十六日
- 4 二1の表の二十五の改正（県道の維持修繕に係るものに限る。） 平成十九年六月一日
- 5 二1の表の二十二及び二2の表の四の改正 平成十九年六月四日
- 6 二1の表の十一のうち尾道市に係る改正 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第一項ただし書に規定する規則で定める日

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第六十五号）（市町行財政室）

一 改正の理由

県民サービスの向上と行政の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用する事務を定めるなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 知事が本人確認情報を利用する事務
- (一) 児童福祉法に基づく事務のうち、児童福祉施設措置費の徴収に関する事務
- (二) 肥料取締法に基づく事務のうち、肥料登録申請及び肥料登録証の書替交付申請の受理等
- (三) 生活保護法に基づく事務のうち、生活保護費返還金又は徴収金の徴収に関する事務
- (四) 地方税法に基づく事務のうち、犯則事件に関する事務
- (五) 採石法に基づく事務のうち、採石業の登録申請の受理等
- (六) 土地収用法等に規定する事業に係る土地の取得等の事務のうち、土地等の権利者の住所、氏名等の確認
- (七) 道路法に基づく事務のうち、道路工事等の原因者負担金の徴収に関する事務
- (八) 児童扶養手当法に基づく事務のうち、児童扶養手当返納金の徴収に関する事務
- (九) 母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、母子福祉資金償還金又は寡婦福祉資金償還金の徴収に関する事務
- (十) 河川法に基づく事務のうち、河川工事等原因者負担金の徴収に関する事務
- (十一) 母子保健法に基づく事務のうち、未熟児養育医療費負担金の徴収に関する事務

- (一) 砂利採取法に基づく事務のうち、砂利採取業の登録申請の受理等
- (二) 電気工業業の業務の適正化に関する法律に基づく事務のうち、電気工業業の開  
始通知の受理等
- (三) 計量法に基づく事務のうち、計量証明事業の登録申請の受理等
- (四) 広島県吏員恩給条例及び市町村立学校職員の退職年金及び退職一時金に関する  
条例に基づく事務のうち、受給者の現況確認等
- (五) 県立病院使用料及び手数料条例に基づく事務のうち、県立病院使用料及び手数  
料の徴収に関する事務
- (六) 広島県港湾施設管理条例に基づく事務のうち、港湾施設使用料の徴収に関する  
事務
- (七) 広島県道路占用料徴収条例に基づく事務のうち、道路占用料の徴収に関する事  
務
- (八) 広島県税条例に基づく事務のうち、自動車税及び自動車取得税の身体障害者等  
に対する減免等に関する事務
- (九) 広島県漁港管理条例に基づく事務のうち、漁港施設使用料の徴収に関する事務
- (十) 広島県心身障害者扶養共済制度条例に基づく事務のうち、受給者の現況確認等
- (十一) 広島県入港料条例に基づく事務のうち、入港料の徴収に関する事務
- (十二) 広島県の海管理に関する条例に基づく事務のうち、使用料の徴収に関する事務
- (十三) 広島県県営住宅設置及び管理条例に基づく事務のうち、県営住宅使用料等の徴  
収に関する事務
- (十四) 広島県漁港区域内占用料等徴収条例に基づく事務のうち、漁港区域内の占用料  
等の徴収に関する事務
- (十五) 広島県河川区域内占用料等徴収条例に基づく事務のうち、流水占用料等の徴収  
に関する事務
- (十六) 広島県港湾区域内占用料等徴収条例に基づく事務のうち、港湾区域内の占用料  
等の徴収に関する事務
- (十七) 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域内  
の占用料の徴収に関する事務
- (十八) 広島県砂防指定地管理条例に基づく事務のうち、砂防設備の占用料等の徴収に  
関する事務
- (十九) 県が発行する雑誌の購読料の徴収に関する事務
- (二十) 広島県看護師等修学資金の借受者の異動届出の受理等
- (二十一) 広島県介護福祉士修学資金の借受者の異動届出の受理等
- (二十二) 老人居室整備資金貸付金の徴収に関する事務

- (一) 障害者住宅整備資金貸付金の徴収に関する事務
- (二) 広島県中小企業支援資金等貸付金の徴収に関する事務
- (三) 表彰を受ける者(候補者を含む。)の住所、氏名等の確認
- 2 教育委員会が本人確認情報を利用する事務
  - (一) 県立学校の授業料等に関する条例に基づく事務のうち、高等学校の授業料の徴収  
に関する事務
  - (二) 広島県高等学校等奨学金貸付条例に基づく事務のうち、貸付申請の受理等
  - (三) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に関する届出の受理等
  - (四) 広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業による貸付金の徴収に関する事務
- 3 監査委員が本人確認情報を利用する事務
- 4 地方自治法に基づく住民監査請求の請求人の住所、氏名等の確認
- 4 知事以外の執行機関への情報提供の方法
- 4 知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用  
に係る電子計算機に送信する方法により行うものとした。
- 三 施行期日  
平成十九年四月一日

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例(条  
例第六十六号)(教育委員会)

一 改正の理由  
教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲  
等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

| 事務の範囲   | 対象市町       |
|---|------------|
| 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条<br>例に基づく事務及び同条例第二条の規定によりその例によること<br>とされる職員の給与に関する条例の施行のための人事委員会規則<br>に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの | 市町(広島市を除く) |

2 事務を処理する市町を追加するもの

| 事務の範囲   | 対象市町     |
|---|----------|
| 文化財保護法に基づく事務のうち、埋蔵文化財の調査のための<br>発掘に関する届出の受付、指示及び命令等 | 広島市及び福山市 |



文化財保護法に基づく事務のうち、史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等

府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町

三 施行期日

平成十九年四月一日

職員の給与の特例に関する条例(条例第六十七号)(人事室)

一 制定の理由

広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、職員の給与の減額などの特例措置を行うため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 次の職員に支給する給料月額、次の割合に相当する額を減じた額とした。

| 職員の区分   | 割合      |
|---|---------|
| 一 指定職職員   | 一〇〇分の一〇 |
| 二 行政職給料表八級及び九級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員(管理職手当支給対象職員に限る。)  | 一〇〇分の七  |
| 三 行政職給料表八級及び九級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員(管理職手当支給対象職員を除く。)(並びに行政職給料表六級及び七級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員(管理職手当支給対象職員に限る。)) | 一〇〇分の五  |

2 1 二及び三の職員に支給する管理職手当の額は、1 二及び三において給料月額から減じる割合に相当する額を減じた額とした。

3 1 の職員に支給する地域手当(他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。)、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除く手当の額の算出の基礎となる給料月額、給料の調整額及び管理職手当の額は、1 及び2 の減額前の額とした。

4 特例措置の期間は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までとした。

三 施行期日

平成十九年四月一日

市町立学校職員の給与の特例に関する条例(条例第六十八号)(教育委員会)

一 制定の理由

広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、市町立学校職員の給与の減額などの特例措置を行うため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 市町立学校職員に支給する給料月額は、教育職給料表(イ)三級及び四級並びに他の給料表適用者でこれに相当する級の職員(管理職手当支給対象職員に限る。)(並びに行政職給料表八級及び九級の職員(管理職手当支給対象職員を除く。))にあつては百分の五、行政職給料表八級及び九級の職員(管理職手当支給対象職員に限る。)(にあつては百分の七に相当する額を減じた額とした。

2 1 の職員に支給する管理職手当の額は、1 において給料月額から減じる割合に相当する額を減じた額とした。

3 1 の職員に支給する地域手当(他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。)、期末手当及び勤勉手当を除く手当の額の算出の基礎となる給料月額、給料の調整額及び管理職手当の額は、1 及び2 の減額前の額とした。

4 特例措置の期間は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までとした。

三 施行期日

平成十九年四月一日

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十九号)(人事室)

一 改正の要旨

人事委員会の平成十八年十月五日付けの給与勧告や国家公務員の給与の改定状況などを考慮して、配偶者以外の三人目以降の子等の扶養親族に係る扶養手当の月額を一人につき六千円(現行五千円)に改定するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(条例第七十号)(人事室)

一 改正の要旨

定年前の早期退職者に支給する退職手当について講じてきた特例措置の失効に伴う規定の整理など必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

特別職の職員等の給与の特例に関する条例(条例第七十一号)(人事室)

一 制定の理由

広島県の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、県議会議員及び委員会の委員等の報酬並びに知事等の給与の減額などの特例措置を行うため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 次の特別職の職員等に支給する報酬月額及び給料月額は、次の割合に相当する額を減じた額とした。

| 特別職の職員等の区分             | 割合       |
|------------------------|----------|
| 一 県議会議長                | 一〇〇分の一五  |
| 二 県議会副議長及び県議会議員        | 一〇〇分の二・五 |
| 三 知事                   | 一〇〇分の一五  |
| 四 副知事及び出納長             | 一〇〇分の二・五 |
| 五 教育長                  | 一〇〇分の一〇  |
| 六 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員 |          |
| 七 五及び六を除く委員会の委員及び委員    |          |

2 1三から六までの特別職の職員等に支給する地域手当(他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。)及び期末手当を除く手当の額の算出の基礎となる給料月額は、

1の減額前の額とした。

3 特例措置の期間は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までとした。

三 施行期日

平成十九年四月一日

知事の給与の特例に関する条例(条例第七十二号)(人事室)

一 制定の理由

知事の給料の額を減額するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

知事に支給する平成十九年一月分から同年三月分までの給料月額は、特別職の職員等の給与の特例に関する条例第一条の規定による給料月額からその額に百分の百を乗じた額を減じた額とした。

三 施行期日

平成十八年十二月二十六日

ひろしま観光立県推進基本条例(条例第七十三号)

一 制定の理由

観光が、地域経済の活性化に寄与し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現等に重要な役割を果たしていることにかんがみ、観光立県を実現するための基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の

役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本理念

(一) 観光立県の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、県内外からの観光旅行を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のため重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

(二) 観光立県の実現に関する施策は、県内外の観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上を図られるよう講じられなければならない。

(三) 観光立県の実現に関する施策は、本県が被爆県として世界の恒久平和のために果たすべき役割にかんがみ、国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立つて講じられなければならない。

(四) 観光立県の実現に関する施策を講じるに当たっては、観光が、県及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

2 県の責務及び県民等の役割

(一) 県の責務

(1) 県は、基本理念にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 県は、市町が当該地域の特性を生かした観光立県の実現に関する施策を講じるに当たって必要な助言及び調整を行うとともに、市町が参画し、及び実施する広域的な観光振興施策に関して総合調整を行うことにより、市町相互の連携を図るものとする。

(3) 県は、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整を行うものとする。

(二) 県民の役割

(1) 県民は、観光立県の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(2) 県民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。